

# 原発避難者の訴訟等について

福島の子どもたちを守る法律家ネットワーク  
(SAFLAN)

福田健治

# 本日のお話し

- 原発事故と訴訟
- 3つの賠償訴訟判決について
  - 責任論
  - 損害論
- 米沢住宅裁判の意義

# 直接請求・ADR・訴訟

	直接請求	ADR	訴訟
強制力	×	△	○
所要期間	○	△	×
東電の過失	×	×	△
国の責任	×	×	○

# 原発事故に関連する様々な訴訟

- 東電賠償請求型  
被害回復
- 国家賠償併用型  
事故責任追及 + 被害回復
- 責任追及型（東電株主代表訴訟、東電刑事裁判）  
事故責任追及に特化
- 防護措置型（子ども脱被ばく裁判、20ミリ撤回訴訟）
- 健康影響型（民事労災訴訟）

# 国家賠償型

- 全国23の地方裁判所
- 原告 2,722世帯12,353人

(2017年3月現在)

# 訴訟の争点

- 責任論

- 東京電力の過失の有無
- 国の規制権限不行使の違法性の有無

- 損害論

- 事故と各原告の被害との因果関係
- 損害の金銭的評価

# 東京電力の過失

- 原子力損害賠償法3条1項  
= 東京電力は無過失責任  
→ 訴訟で「過失の有無」を問題にできない
- 各判決は、慰謝料の考慮要素の一つである東京電力の非難可能性を基礎付ける事情として、東京電力の過失を考慮

## 過失判断の枠組み

- 予見可能性：敷地高（O.P.+10m）を超える津波が到来することを予見することができたか
- 結果回避可能性：本件事故を回避するための具体的な措置を取ることができたか



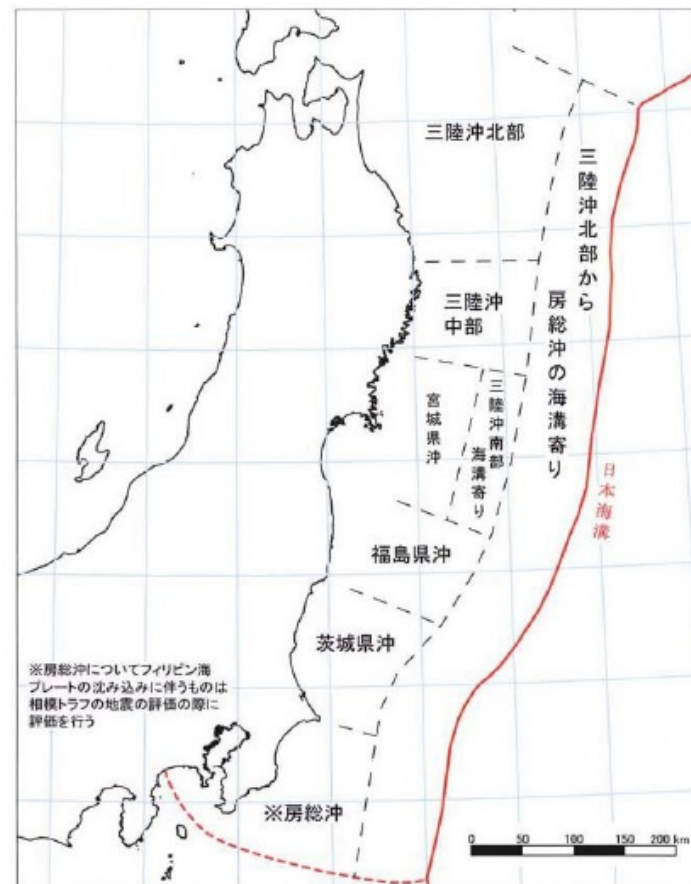
# 津波の予見可能性をめぐる事実経過

- 土木学会・津波評価技術（2002/2）
  - O.P.5.5m～5.6m
  - 東電はこれに基づき対策

# 津波の予見可能性をめぐる事実経過

- 地震調査研究推進本部・三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について  
(2002/7)

福島県沖海溝沿いについても今後30年以内に6%の確立でMt8.2の地震が起きる可能性がある。

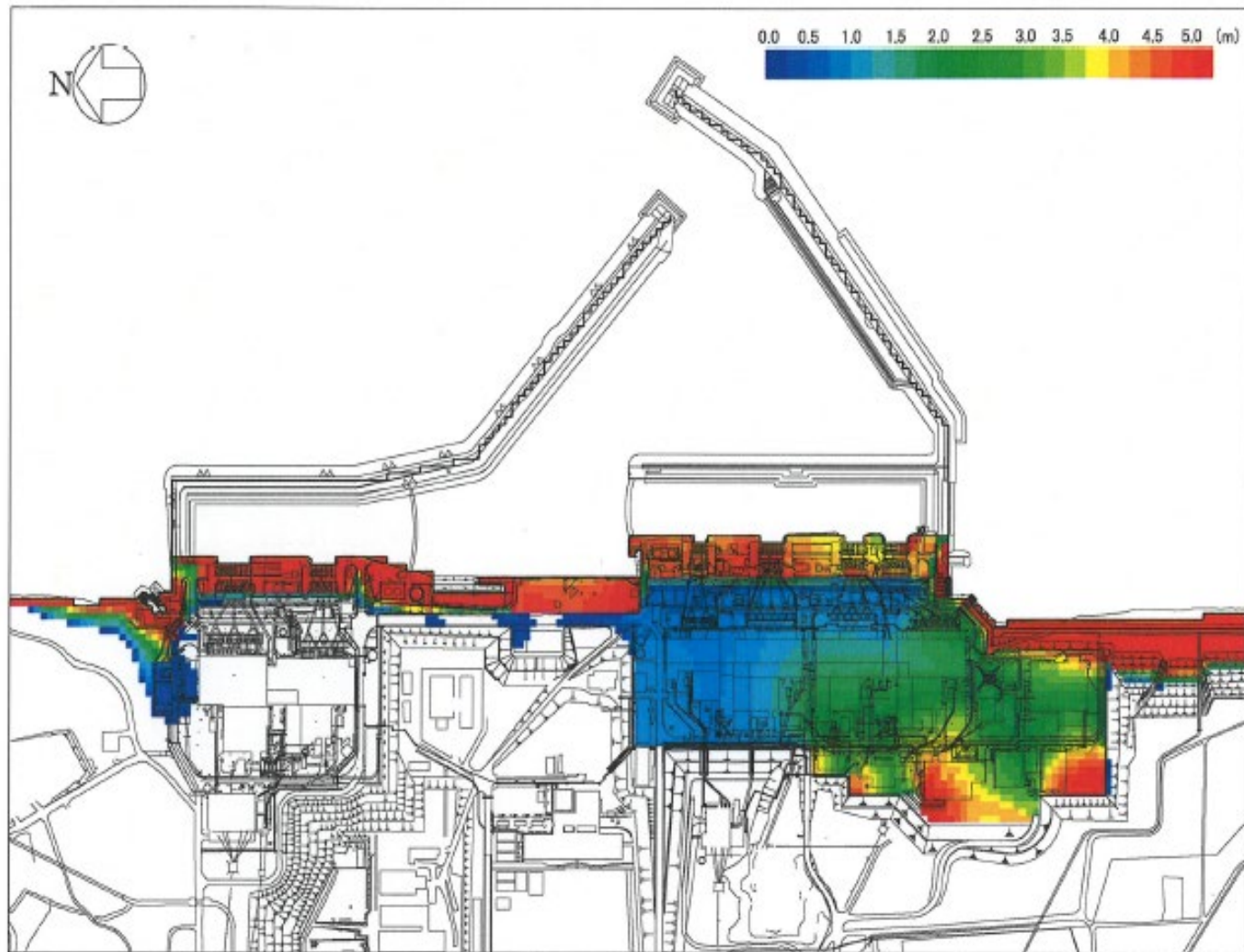


# 津波の予見可能性をめぐる事実経過

- 2002/8 東電は対応を見送り  
「文献上は福島県沖で津波地震が起きたことはない」
- 2008/3 東電設計・長期評価に基づく試算  
→敷地南側でO.P.+15.7m

(別紙)

## 最大浸水深分布の比較

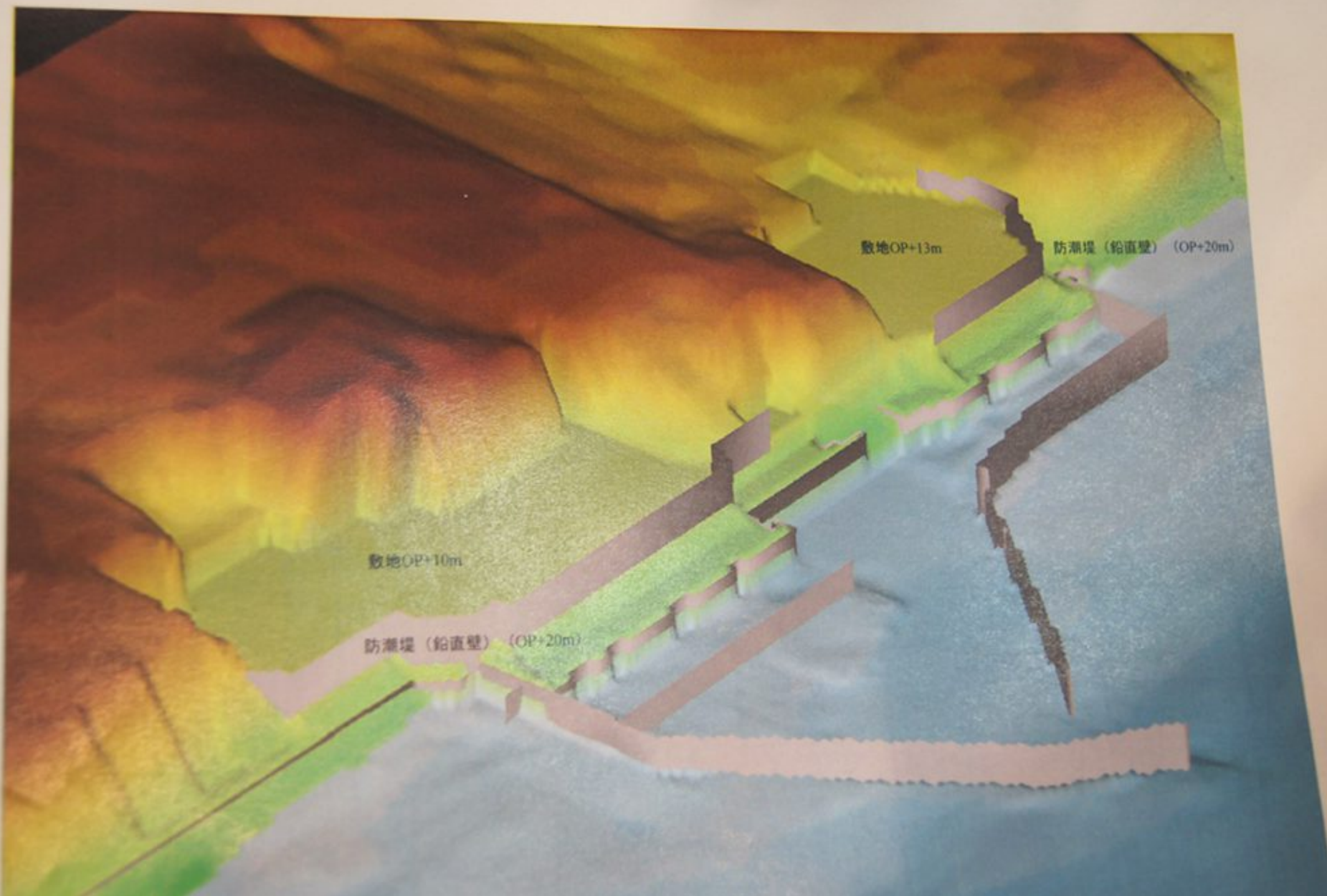


(1) 明治三陸試計算による津波

# 津波の予見可能性をめぐる事実経過

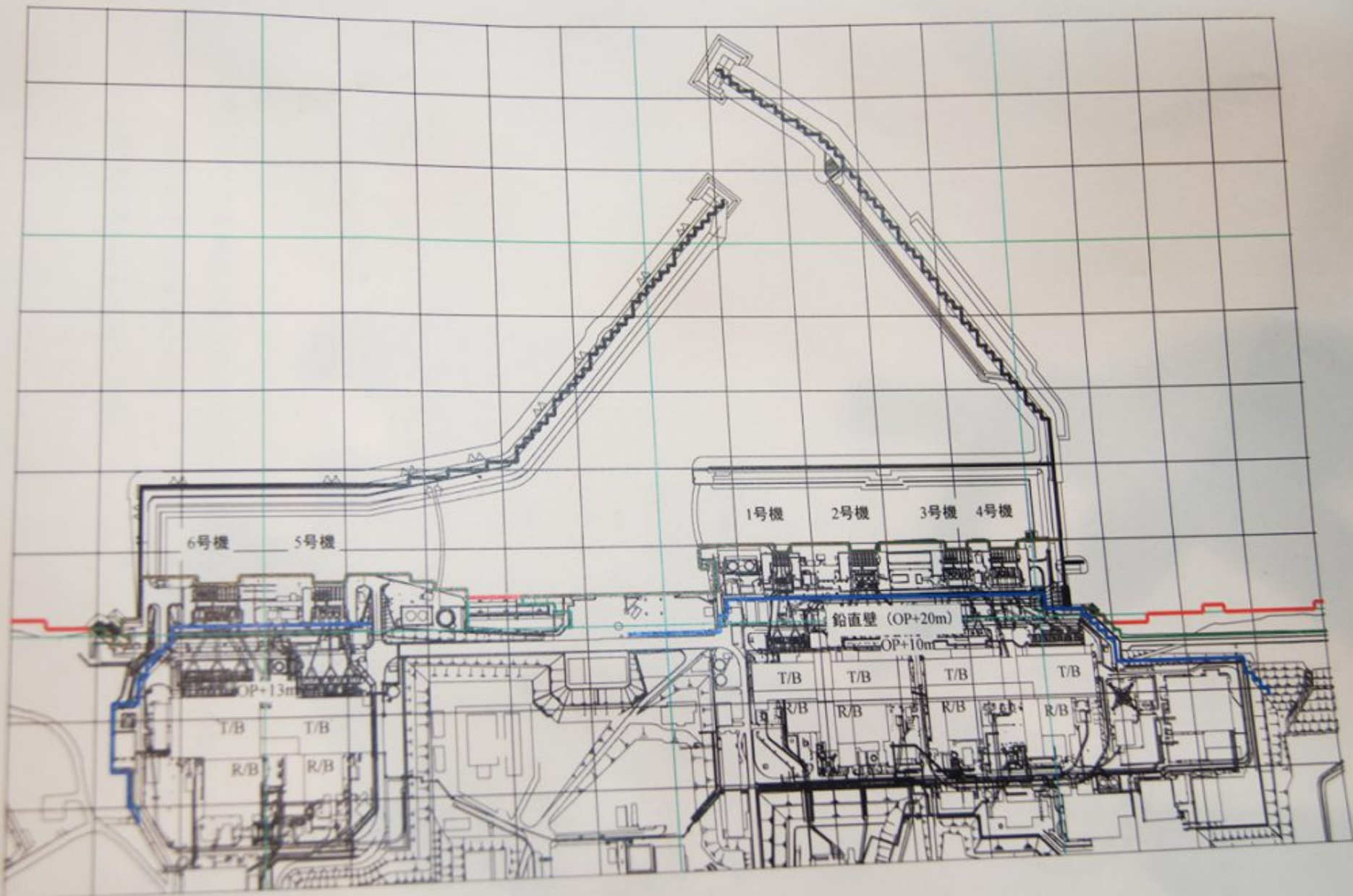
- 2008/4 東電設計・10m (O.P.+10m) の防潮堤を設置すべきとの対策を東電に提示

別図①立体図





別図②平面図



# 津波の予見可能性をめぐる事実経過

- 2008/7 東電は対策を先送り  
「長期評価は評価方法が確定しておらず直ちに設計に反映させるレベルではないので、土木学会に検討してもらい、結論を出してもらおう。」
- 2009年度から土木学会は長期評価の取扱いについて審議し、2012年10月をめどに津波評価技術の改訂を行う予定であった。
- 東電は長期評価に基づく対策を取らなかった。



# 東電の予見可能性

「2002年末ごろまでに、福島第一原発1～4号機敷地において、O.P.+10mを超える津波の到来について、予見義務に裏付けられた予見可能性があった」

(仙台高裁)

# 結果回避可能性

- 判断が分かれている。

津波に浸水することによりこれらの非常用電源設備が機能喪失することを防ぐ措置を採ることが必須であった。

重要機器室及びタービン建屋等の水密化の措置を講じ、さらに防潮堤を設置すべきところ、東京電力はこれを怠った。

(仙台高裁)

# 国の責任

- 判断が分かれている。
  - 認めたもの：8件
  - 否定したものの7件
  - 主たる論点
    - 「長期評価」の信頼性
    - 結果回避措置の内容

# 国の責任

経済産業大臣は、遅くとも2002年末までには福島第一原発にO.P. + 10mを超える津波が到来する可能性について認識し得た。

重大事故を起こす可能性が高いことは、この時点でも認識することが期待され、さらに2006年の溢水勉強会での東電報告で現実認識した。

同年9月に耐震設計審査指針が改訂されバックチェックが始まり、津波安全性評価も耐震バックチェックの対象とされるに至った。

これらによれば、経済産業大臣による技術基準適合命令に係る規制権限の不行使は、経済産業大臣に専門技術的裁量が認められることを考慮しても、遅くとも2006年末までには、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くに至ったのであり、国家賠償法上違法となる。（仙台高裁）

# 損害論

# 被侵害利益

- 生業訴訟の整理

- ① 「生存と人格形成の基盤」の破壊・毀損

- ② 「日常的な幸福追求による自己実現」の阻害

## 具体的な賠償額：区域内避難慰謝料

- 判決によってまちまちだが…（以下追加額）
- 帰還困難区域：150万円程度
- 居住制限・解除準備区域：300万円程度
- 緊急時避難準備区域：0～70万～120万程度

## 具体的な賠償額：避難指示区域外

- 自主的避難等対象区域：0～数十万円の増額  
(最大は192万円)



# 区域外：慰謝料請求の可否

- 福島地裁（生業訴訟）

- 県南：大人10万円を認定。2012年1月以降は否定。  
子どもは自主賠償基準を超えない。
- 丸森：子どもは自主賠償基準を超えない。  
大人は賠償すべき損害はない。
- 会津：大人も子どもも賠償すべき損害はない。
- 宮城県・栃木県：すべて否定。
- 茨城県：水戸市・日立市・東海村の大人について1万円  
（子どもは原告にいない）。牛久市・つくば市は否定。

# 区域外：慰謝料請求の可否

- 仙台高裁（生業訴訟）
  - 県南・丸森：認める
  - 会津：子ども妊婦のみ認める
  - 宮城県：認めない
  - 茨城県：認めない
  - 栃木県：那須町の子どものみ認める

# 区域外：避難の合理性

- 京都地裁（個別事情重視）
  - 白河市：認める
  - 会津若松：認めず
  - つくば市：認めず（5月の線量0.2～0.27）
  - 会津美里：一部認める（橋本病）
  - 金山町：当初のみ認める（3月0.31→7月0.11）
  - 千葉県松戸市：認める（白血病、11月0.25/0.41）
  - 千葉県柏市：認める（3月0.72～0.52、子ども+妊婦）
  - 宮城県仙台市：認めず
  - 茨城県北茨城市：認める
  - 栃木県大田原市：認める

# 避難継続の合理性

- 東京地裁（首都圏弁護士訴訟）
  - 2011年12月を超えて避難を合理的とは認められない。
  - 子ども・妊婦については感受性が高いため、2012年8月までの避難が合理的と認められる。
- 京都地裁
  - 避難先の生活が時間とともに安定し新たな生活基盤→平穏な生活の利益の享受が阻害されていると評価できない。
  - 生活が安定する時期は、一般的に移転した場合などを想定すれば避難後2年程度が相当。

# 避難継続の合理性

- 仙台高裁（生業訴訟）
  - 事故から少なくとも1年→2012年2月までの12か月